

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 41 条 一団となった旅客の全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の 1 に該当し、かつ、社が団体としての運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学 生 団 体

イ 次の 1 に該当する学校等の学生等とその付添人、及び当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）とによって構成された15人以上の団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。

但し、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が15人未満のときであっても第77条の15人以上の割引率を適用してこの取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法第39条の規定による保育所の児童及び同法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園の児童

ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）第 3 学年以下の児童であるとき

(ロ) 障害又は虚弱のため社において付添を必要と認めるとき

(2) 普 通 団 体

前号以外の旅客により構成された15人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの

2 前項の規定によるもののほか、社において特に必要と認めた場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めて、社が運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売することがある。

(団体の申込み)

第 42 条 第41条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程・乗車すべき列車その他運送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出し、社の承認を受けなければならない。但し、社が認めた場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

表

(甲)

記載された個人情報、本団体運送に関する業務において団体輸送の手続きやご連絡する際に使用いたします。

..... 団体旅客運送申込書 申込受付月日
年 月 日

* 乗車日		年 月 日 (曜日)		第	日目	No.
* 団体名 * 住 所 * 氏 名	(フリガナ)			(責任人員) 申込人員	大()	小()
					人	人
				()	計 人	
乗 車 区 間		列 車 番 号	発 時 刻	備 考		
—						
—						
—						
—						
—						
取扱 種別	駅、業者名		支店、営業所		取扱 者印	運承 転認 課印
	コード番号		コード番号			

* 欄にご記入下さい。

3 第 1 項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体 教育長又は学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）但し、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示する。
- (2) 普通団体 代表者又は旅行業者

(団体旅客運送の予約)

第 43 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときで、社が必要と認めた団体にはその申込者に団体旅客運送引受書を交付する。

3 団体旅客運送引受書の様式は、団体旅客運送申込書のうち「申込書」とあるを「引受書」とする。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 44 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、社が特に承諾した場合は、当該区間を通じた団体乗車券を発売することがある。但し、この場合は、団体旅客運送申込みの際にその区間を明示する。

(団体旅客申込人員等の変更)

第 45 条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行なう。

(責任人員)

第 46 条 団体旅客を次の各号の1により運送する場合で、社が必要と認めたときは、その団体旅客の全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の端数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引受けを行なう。

- (1) 特別に列車を設定し、又は客車を増結して運送する場合
- (2) その他特別の手配をして運送する場合

2 団体旅客の運送引受後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行なう場合は、同時に責任人員の変更を行なう。

(団体旅客に対する保証金)

第 47 条 団体旅客の申込者は、次の各号の 1 に該当する場合、その申込人員に対する団体旅客運賃の 1 割に相当する額（100円未満の端数は、100円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付する。

(1) 団体旅客に対して責任人員をつけた場合

(2) 前号のほか、社において特に必要と認めた場合

2 前項の規定による保証金は、社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みが取り消されたものとみなす。

3 保証金の納付後において、社の責に帰さない事由によって申込者がその申込みを取り消したときは、これを返還しない。

4 第45条の規定による団体の申込人員等の変更の承諾を行なったときは、保証金の納付前の場合にあつては、変更後の申込人員等に対する保証金を納付させ、又、保証金の納付後の場合にあつては、納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。

5 保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。

6 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があつてもその過剰額は返還しない。

7 保証金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。

(1) 社の都合によって解約した場合

(2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合

8 保証金に対しては、利子を付さない。